

第8回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和7年8月5日（火）午前10時00分～午後0時00分

2 開催場所 京丹後市役所1号館（2階）121～123会議室

3 出席者氏名

（1）京丹後市行財政改革推進委員会委員（11人）

会長 谷口雅昭

副会長 藤井美枝子

委員 岩井慶子、委員 奥田幸子、委員 蒲田克行、委員 小林朝子、
委員 柴田隆行、委員 谷津留美子、委員 松本由美子、委員 安井美佐子、
委員 山下きく江、

（2）事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 平勝行、同課係長 片西優、

同課主任 山本和実

（3）関係課

政策企画課長補佐 岡田直純、財産活用課長 蛭子ひとみ、同課主任 矢野昌平

4 議題

（1）開会

（2）議事

①京丹後市組織・機構編成方針について

②財政強靱化戦略（指針）について

③公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等について

④補助金等見直しの進捗状況について

⑤公共施設使用に係る登録団体減免の状況について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 2人

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 皆様おはようございます。定刻の10時となりましたので第8回目京丹後市行財政改革推進委員会を開催させていただきたいと思います。

皆様方におかれましては大変お忙しい中、またこの暑い中、お時間を割いて出席をいただきありがとうございます。

京丹後市役所はご案内の通り第2号館が昨日オープンし、1階部分では既に市民課や税務課など窓口部門を中心に実際の業務を始めております。

また、盆明けにはこの庁舎は議会事務局のみとなる中、この会議室で行財政改革推進委員会を開催するのも恐らく最後になると考えております。

本日の会議につきましては、吉岡委員がご都合でご欠席とお聞きしており、また安井委員につきましても途中、ご都合によりご退席されるとお聞きしております。

いずれにいたしましても、定足数に達しておりますので、委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは開会にあたりまして谷口会長からごあいさつをお願いします。

会 長 おはようございます。猛暑が続きまして、この地方も約1ヶ月間雨が降らない状況で、米価は上がるけれども米がないという状況が今まさに起きつつあるということで、予報では今日これから雨が降るようですがわかりません。

そういった中、今日は第8回目の行革推進委員会ということで、議事の部分について説明を頂きながら、1項目1項目を皆さん方の意見或いは質問を添えていきたいと考えておりますので、自分が説明の中で描いた構想を含めて、わからないところについては忌憚なく質疑をしていただきますようお願いをして開会の挨拶とします。よろしくお願いします。

● 会議録署名委員の指名

事 務 局 それでは以降につきましては、谷口会長に、会議の進行お任せしたいと思います。

なお本日の会議録につきまして、後日ご確認をいただく署名委員の方も、会長より御指名をいただきたいと思いますので併せてお願いを致します。

会 長 本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、会議録の署名委員を指名したいと思います。

名簿の順にお願いしたいと存じますので、本日は岩井慶子委員にお願いを致します。

● 議事

会 長 それでは早速次第に従いまして進めさせていただきます。

議事1の「京丹後市組織・機構編成方針について」事務局から説明をいただきます。

事 務 局 京丹後市組織・機構編成方針の改訂につきましては、担当課の政策企画課から説明をさせていただきます。

関 係 課 (資料1-1、資料1-2に基づき、「京丹後市組織・機構編成方針」について説明)

会 長 関係課から説明がありましたので、質問等がありましたらお願いします。

委 員 全部読ませていただいたのですが、一番気になるのが市民ニーズへの対応というところで、すごく大切だと思いました。その辺で、職員の方にこの方針をどの程度周知され、市民対応をされているのだろうかと思います。

市民局へ行ったときも、丁寧に対応していただけたときと、たらい回しになるときもあるので、その辺の意思疎通がどれぐらい徹底されているのかというところが、資料だけではない部分で大事なことでと思いますので気になりました。

関係課 ありがとうございます。

どれぐらい周知をということですが、こちらの編成方針を作成するときに市役所内で一度照会をしておりますが、また予定としては9月1日施行になりますが、こちらの行革委員会のご意見をいただきながら、その後全庁的に周知させていただくことになります。

あくまでこれは組織・機構の編成にあたっての方針として、市民ニーズに沿った組織・機構を作っていこうという考えで策定しておりますので、職員にも改訂の周知はしていきますが、あくまで組織・機構を編成するにあたっての方針ということでございます。

また増築棟が完成しまして、ワンストップ窓口ですとか様々な取組がございしますが、先ほどおっしゃられたたらい回しがあったというのは、こういったご意見がありましたということで、また、関係課にお伝えさせていただきたいと思います。

会 長 他の質問はありませんか。はいどうぞ。

委 員 昨年度の会議のときにも疑問でお伺いした言葉ですが、「日本一働きがいのある」というのが何なのか。様々な自治体の様々な基準と比較し、この基準に達したら日本一となるのでしょうか。何か日本一というのを掲げたことで、かえってしらけるというか、お遊びしているようなことであるならば、働きやすい環境づくりとかそういった表現に留めた方が突っ込まれるところがないのではないかと思います。

京丹後市役所の人が日本一働きやすいように今見えてないです。それを目標にすることは悪いことではないですが、何だったら日本一なののでしょうか。環境の話なのか、DX化やAIの活用については恐らくどこの市役所も、どの自治体も、今同じように進めていると思うのですが、日本一を掲げる以上は、何をもって日本一なのかという大きな要素を入れたほうがいいのではないかとシンプルに思いました。

先ほど委員がおっしゃっていたことを私も感じていて、少し話が別になるのですが、少し前に丹後王国にすべり台ができると聞いたときに、こんな大型施設いるのだろうか、市役所の職員さんにこれについてどう思うか聞いたら、知らないうちに決まっていたとおっしゃられる方が多くて、市役所内でも何が起るか他部署になると全然わからないと。その辺りについて、課を超えてブラッシュアップをするシステムがあればいいと思います。意見をすると仕事が増えることもあるかもしれないですが、何か一丸となる仕組みがないと感じました。

関係課 ありがとうございます。日本一という形であげさせていただいておりますが、まずは働きがいのある職場づくりを目標にするにあたって、やはり京丹後市として、日本一ということを掲げて進めていきたいという思いで、このような表現とさせていただきます。

また、先ほど丹後王国のすべり台について知らないうちに決まっていたとい

う職員の話につきましては、どちらかというとし役所というのは縦型というわけではないですが、プロジェクトチーム的なものを立ち上げて事業をすることもあります、全体には予算として出てきたときに実際わかる部分が多く、基本的には各々の部署で決定されていくということがあります。

事務局 私からも補足をさせていただきますが、丹後王国のすべり台の例ですが、今関係課からも申し上げましたが、市役所でそれぞれの施策をする部分につきまして大きなもの小さいもの様々ございます。そうした中で今回ご提示をしております、組織・機構の編成方針というようなものは、職員に直接的に関係する部分についてその方針を諮る前に、色々な部署に照会をかけながら意見を集約していくものですので、その辺りについて職員個々が落とし込めている人は答えられるのですが、落とし込めてない人はなんだろうというような反応になります。

一方で予算編成におきまして、様々な施策につきまして行政のそれぞれの部署によって検討されたものを、関係部局との調整により議会に対して提案していくことになります。予算編成過程の詳細な部分については、市役所全体にオープンになってないこともございますので、先ほど職員の中でもいつの間にか決まっていたという部分については、恐らく関係部署ではない職員であり、そこに関わっていないと、報道資料や予算案の段階で初めて知り得るというようなこともあります。

これらのことをなくすために全てのことを全職員に周知して意見を聞けるかということ、それも難しい面がございます。そうすると、関係課ではない部分については組織体制の中で認識が早い、遅いということもあり得るため、その辺はご理解をいただきたいと思っています。

ただし、ご指摘の趣旨としては、職員皆で市民のために頑張っていく中において、風通しよく色々な声を吸い上げながら施策に反映すべきだということだと思っておりますので、そういった部分については今現在増築等をはじめ働き方改革を全市役所で取り組んでおりますし、ご指摘がありました他の自治体でもDX化というのはしている中で、京丹後市も合併して20年経つ中で、コミュニケーションの重要性を再認識し、フリーアドレスなどの手法も取り入れ徐々に課題の解消が図られるのではないかと考えておりますので、補足として長くなりましたがそのようにご理解いただけたらと思います。

会長 他にありませんか。

委員 ここに書いてありますように以前も説明がありましたが、行政のデジタル化ということで、デジタルトランスフォーメーション、国や自治体が住民の身近な20業務程ですね、児童手当とか介護保険なんかの関係も、国の様式に情報システムを統一しなさいとする指示があったそうですね。先月そういった新聞記事を読んだのですが、そのことがここに関係しているかどうかも含めてお尋ねしたいのですが、様式を統一すると国から自治体への連絡なんかがスムーズ

ズになり、様々な施策が国民に早く行き届くという利点はあるのかもしれませんが、経費の面ですね、デジタル機器の導入には大変な経費が発生し、自治体の負担になっているというようなことを新聞記事で見ました。

当市においてもそういったことがあるのか。これからA IやD Xで事業の効率化を図って、日本一働きやすい職場ということで、残業もなく、有給も取れて、定時に帰れるような理想の働き方を目指したいとお聞きしたのですが、それが財政負担になろうとしているのがすでになっているのか。

そうすると、幾ら私たちが行財政でこうした議論をしても、そういった負担が増えていくと、本来の住民サービスは受けられないような、財政が回らなくなるのではないかという懸念があって、その辺りについてお聞きしたいです。今後京丹後市はどうなっていくのかというところです。

事務局 組織・機構の編成方針とは直接的には関係しませんが、わかる範囲でお答えをさせていただきます。

ご指摘のありましたように、地方自治体の例えば窓口の事務のシステムの在り方というのはバラバラになっております。これまではそれぞれの自治体がそれぞれのパソコンのシステム会社と契約をして、それぞれがそれぞれに合ったやり方をしており、自治体にとってはそれでもよかったのですが、次に市民の方が引っ越したときに、全然違う手続きを求められることがあるので、そういったシステム開発等の対応というのが、日本全体で見ると非常に効率が悪いのではないかというところから、全国どこの自治体でも同じ仕様、同じ形のシステムにすれば、開発費もかからないのではないかということで標準化というのが進められてきております。京丹後市におきましても11月下旬から標準化のシステムを使うことになっており、全国的にも導入の早い自治体の一つです。

一方で標準化の対象となるシステム以外にも様々なシステムやノートパソコンを使って仕事をしているわけですが、これについても確かに紙で見て保存するというよりも、議会でもそうですがこのタブレットで、議案書をすべてすることによって、非常に効率化も図れるということです。

ただ一方で、システムを入れますと、概ね5年から8年の間に機械を変えていかなければいけない。システムを保守しないといけないなどの、固定的なお金が出てきます。これはもう仕方がないのですが、これについては人口減少の中で、人がいないなら機械にその仕事をさせるというところもありますので、そこについては一定やむを得ないというところだと思っております。

そうした中で財政がどうかといった部分については、国の主導での標準化、D Xが進められているわけですが、その財政措置が国から十分ではないということがありまして、全国の自治体から国主導でやっているのを地方に負担を求めないよというのを今一生懸命訴えているところです。そのように、まだ現在進行形ですので十分ではないという状況になっていますが、先ほど申しましたとおり年内にはスタートするというものですので、全国の自治体が国に財政

措置を求めている状況で幾らかは改善されるだろうということは思っておりますが、ご指摘の通り、必ずしも楽観的ではないということもありながら、でも、市民サービスのためには、機械に頼る部分も当然必要になりますので、まずそういう中で現在進めているという状況でございます。

会 長 他にありませんか。

委 員 また、今回の説明主旨とは逸れるかもしれませんが、以前からデジタル化により人員も減らすことが可能で、経費も削減され行財政改革の一端にもなるということを聞いておりましたが、そうすると公務員がいらないという方向になります。そうなりますと職員の非正規化になりはしないか。そうすると住民はさらにサービスが受けられなくなる、そういった危惧がありこの先が心配になりました。非正規化により、公務員のやりがいをもって住民のためにサービスするというのが、システム化等によって、民間委託や機械の導入などで壊れてしまうのではないのでしょうか。

特に今京都府下でニュースにもなっていましたが、この間の参議院選挙の選挙公報の配布を2千万ほどで民間に委託しましたところが、下請けの会社がしっかり配っていなかったというような出来事がありました。そういったことが続けば、住民はどうになってしまうのかといった危惧が、デジタル化を進めることによって、役所をよくしていこうとする考えと反対のことになりはしないかという危惧を持っております。

今回の中身とは逸れるかもしれませんが。それらも含めて、先ほども言ったように、デジタル機器購入の経費や、5年毎の更新経費が増えてくるのを、国へ援助を求めることは私たちにはできませんが、行政として上にあげてもらって、その経費をいかに安くできるかということを、本当に努力していただかないと、本当に困るのは住民ですので、その辺のところをしっかりとお願いしたいということです。

会 長 事務局どうですか。

事 務 局 ご指摘についてはごもっともなことでございます。あくまでデジタル化というのは職員を助けるツール、道具でございますので、それをいかに人間が効率的に使っていくかというところです。生成AI等の技術は発展していますが、それによって、職員がいなくなって全部を機械化するというようなことはないと考えております。

財源確保につきましては、市長会であるとか様々な団体を通じて、声を上げておりますので、そこはしっかりと国に上げていきたいと思っております。以上です。

会 長 他ありませんか。

委 員 お尋ねするのですが、リモートのお仕事形態は導入されていますか。働きがいがあると言いますと、様々あると思いますが、やはり必ず出勤しないと仕事ができないというのであれば、なかなか働きにくい場合もあると思います。市

役所ではリモートでのお仕事はあるのでしょうか。

事務局 はい。リモートの仕事ということで、現在職員にはこのパソコンが貸与されておりまして、一定の手続きをしますと、市役所の庁舎ではないところでもデータにアクセスすることが可能な環境が整っています。

例えば出張で遠方へ行く際も、効率よく出先で仕事ができる。また、子育てや介護等の家の事情で、どうしても今日は家で仕事をしなければならないということがありましたら、人事課に届け出て自宅で働くことができる環境は整っているところで、実際にそういった事例はあると聞いております。

委員 そうであれば、効率的と言っても色々ありますが、DXそれからAIを使ってリモートワークができるようにすれば、職員の方も働きがいもあり、日本一ということもあり得るかもしれないので、どの程度リモートワークが行き届いているのかと思いお尋ねしました。

都会なんかでは、週に2日しか会社に行かないなど、そういったこともあり、すごく働きやすいと聞いています。市役所はそういうわけにはいかないものかと思ってお尋ねしました。

事務局 ご質問の定期的な週に何回ということは今のところなく、基本的には出勤することとなっており、やむを得ない事情がある場合に、リモートワークを認めている状況であります。

会長 他ありませんか。

副会長 資料1-2の3ページですが、「市民ニーズへの対応」について、「福祉、保健、医療など行政目的別の組織ではなく、子供や高齢者など利用者の視点を重視した組織を構築するとともに、ワンストップで応じる体制を充実・強化する。」の部分について、私はこの頃いつも色々なところで言わせていただいています。やはりここには障害者という言葉を入れていただけたらと思います。やはり今言葉というのはすごく大事だと思っております。要はどんな方がどんな視点を持っているかという中で、やはり障害者の視点というのはとても大事だと思いますので、できればお願いしたいと思っております。

関係課 また検討させていただきたいと思っております。最近ですと、こども部ができたことや、今年度ですと相談体制をワンストップで受ける寄り添い支援センターの様なものを、生活福祉課ですべて相談を受けるような形にするといった様なこともしておりますので、先ほど副会長がおっしゃられた、障害者という言葉についても、また検討させていただきます。

会長 ありがとうございます。

いくつかお伺いしたいのですが、組織・機構編成方針の改訂というのは、いわゆる増築棟ができたということで、これまでの内容を改訂したということなのか、或いは従来の業務を通じた反省の上にこの改訂をしていく必要があるとする位置付けて行ったのか。改訂の根拠をお伺いしたいのが一点。

もう一点は、市民ニーズへの対応ということで、こちらの改訂案に複雑高度化

する課題に対応するため、ふるさと創生職員、地域おこし協力隊、等々いうのがあります。このふるさと創生職員、地域おこし協力隊の人達については、期限付きの任用といった状況があると思います。ところが今日、この言葉を知ってから、もう既に10何年の月日が経っておりますが、この人達のおかげで何か有効活用ができる施設があったのか。これは今日、この協力隊の人たちについて少しおかしいなと思うのは、市が採用しながら部署は地域、自治会に配属をされているという点についてです。そうすると、行政の複雑高度化による課題に対応するためということが、なかなか出来ないのではないかと思います。その辺の在り方について少しご説明願います。

関係課 まず初めに、改訂の根拠についてですが、組織・機構編成方針につきましては、現在、行財政改革大綱は総合計画に位置付けられておりますが、今回ですと第5次行財政改革大綱ができたということで、そちらをもとに、改訂をさせていただきます。

こちらの資料1-2の5ページ目を見ていただきますと、今までの改訂経過が載っております。大体、行財政改革大綱の策定に合わせて改訂しておりますが、今回につきましては増築等の整備もあり少し大掛かりな改訂をしていくということで、年度を超えての改訂となりました。

会 長 はい。この地域おこし協力隊なんかは、制度ができてからかなり経つのですが、いまだにやはり雇用する期間が3年ということになりますと、全体をしっかり見てということではないですが、この協力隊の人たちも3年で支援が切れて、あとは自分達で身の振り方を決めなければならないということになっており、この間地域おこし協力隊の制度を導入してこんな成果が上がりましたというのであれば教えて欲しいです。

もし成果がなければ、この協力隊員というのは、単に国の施策の中で手を上げてきただけのことであれば、少し見直しをされてはどうかと思うところがあり、質疑をさせてもらいました。

委 員 回答される前に情報共有になりますが、移住相談窓口をしていて地域おこし協力隊で採用された方と対話する時間が、もしかしたら市の職員の方より多いと思います。

会長がおっしゃったように市の課題を解決されるために雇用されているのは地域おこし協力隊ではないと思っております。ふるさと創生職員の方は、市役所に籍を置いて今まで持ってきた民間のスキルを生かしてアイデアを出して、今までにない事業や手法、或いは人脈を使った何かをされている方が多いと思います。

地域おこし協力隊は、その後個人が独立するため、地域で生業を作っていくという意味で、何も起こしていないということではないですが、市役所の複雑化する課題を解決するためという感じではないといった印象を受けています。ただ、現在「丹後暮らし探求社」で空き家相談窓口という業務委託を受けていますが、

その相談員は地域おこし協力隊の方ですし、また各高校に配属されている地域コーディネーターの方も地域おこし協力隊ですが、地域コーディネーターの方は、高校生がこの地域で生まれ育ってよかったという思いをもつことや、また将来のことを考える上で、学校の先生や市の職員ができないような、手の届かないところのことをやっているという認識があるかと思います。空き家相談窓口についても、市に相談した際にはこの業者の人に相談したらいいよというようなことも、やはり公平性のもとで言えないという点から、民間であれば言えるといった役割を担うという意味では、市ではできないところをやっている人も一定数いるのではないかという印象です。

事務局 委員がおっしゃられたことはごもっともなことで、複雑高度化する課題というのは、地域それぞれ特有の課題もあり、地域おこし協力隊にはそういったところに入っていただいて、地域の活性化などに貢献していただいているところがあります。

そういった中で、例えば成功している事例ですと、網野地域におられました隊員ですと、海ごみのことに関連した取り組みとして、浜の掃除をしたりだとか、拾った海ごみから製品を作ったりですとか、そういった事業を起こしながら、今はもう協力隊を卒業されていますが、地元にも定着していただいて、起業して頑張っている事例もございます。

市の思いとしてはやはり地元に残っていただきたいというのがあり、必ずしも全員がそうではないですが、残っていただいている方もおられますし、そういったところを支援しながら、地域に残っていただき、また起業もしていただきながら、活性化を頑張っていただきたいと考えております。

会長 地域に入っていただき活性化してもらうというのが主なところだということはわかるのですが、市の組織・機構編成方針の中に、地域おこし協力隊隊員等々含めて、効率的効果的な組織・機構を構築するという、いわゆる行政の範疇の中の組織の中に、実態的にはそこで身分保障されず宙ぶらりんになっていませんかということです。仮に市の機構の中に位置付けをするのであれば、きちんと身分保障もしてあげるのが普通ではないですかという意見です。

関係課 こちらの表現を入れさせていただいた理由としては、行財政改革大綱にも同様の表現がありますので、実際ふるさと創生職員、また地域おこし協力隊員というのが、先ほど事務局から説明もありましたが、組織の中で地域活性化のために取り組んでいただいている実情がございますので、その中で組織にも入っていただいて、効率的効果的な組織・機構を構築するという形で入れさせていただいております。

委員 会長がおっしゃったように、複雑高度化する課題に対応するためであれば、この部分に協力隊員という表現を入れるのは協力隊員のためにならないのではないかと思います。

敢えてここに入れなくても身分保障はしてあげられると思うのですが、ここ

に入れることによって行政的なことをしなければいけないといった荷物を背負わせている感じがします。先ほども言いましたが、ふるさと創生職員の方はほとんどの方が市役所内にデスクがあるので、ここに入っているのも妥当だろうとは思いますが、ここに協力隊員の名前が入っている必要があるのだろうかとは思いました。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 担当部署ではございませんが、行財政改革大綱におきましては、ふるさと創生職員、地域おこし協力隊員、副業人材など、多彩な任用勤務形態などにより、複雑高度化する課題に対し効率的・効果的な組織や人員体制の構築を図りますとしております。今回の組織・機構編成方針では、「ため」というのが前にきており、そのことから行革大綱とは少し意味が変わっているのではないかというように、ご指摘としてあったのではないかと考えております。

そうした中でこの委員の皆様のご意見を参考にしながら、最終的には方針の書きぶりを考えていくというようなことをございますので、行革大綱を策定する際に、ここでご議論いただいた表現と違う表現でこの組織・機構編成方針の案が提示され、微妙に意味がずれているということもあるかと思しますので、そこについては担当部局で精査をして、誤解のない表現で願をするということではないでしょうか。

担当課 今いただきましたご意見を一旦持ち帰らせていただいて、また検討させていただきます。

会 長 はっきりしておかなければいけないのは、ここで言う効果的な組織・機構となっておりますが、今委員が言われるように、ふるさと創生職員の勤務場所は市役所であります、協力隊の人の勤務場所というのは地域や自治会になります。その違いがここでは少し違和感になってきますよと。市の効果的な組織・機構というのであれば、市で位置付けをしておいて、自治会に派遣してそこで頑張ってもらおうというのが普通ではないのかと思うので、そういうシステムにされてはどうでしょうか。

一旦市で雇用して身分を明確にしておいて、その勤務先について、出先はここをお願いしますよというように、身分をはっきりしてあげる方がいいのではないかと考えております。地域の人が見たときに、協力隊の職員に位置付けられている方もおられますし、それが自治会にいるとなると違和感を持たれる人もあるので、そういったところを少し明確化したほうが良いということでまた検討してください。

担当課 わかりました。持ち帰り検討させていただきます。

事務局 他ありませんか。ないようでしたら編成方針について一旦ここで質疑を切り上げまして、次の財政強靱化について説明をいただきます。よろしくお願いします。

会 長 それでは議事の2「財政強靱化戦略（指針）」について事務局より説明をお願い

いします。

関係課 (事務局から資料2-1、資料2-2に基づき、「財政強靱化戦略(指針)」について説明)

会長 この財政の強靱化という意味が少しわかりにくいのですが、昔の人口が増加していく状況においては、歳入から歳出を決めていったのですが、今は人口減少になってくると、歳出から歳入を考えたときにどうなのかというところがあって、その歳入が減ってくるから、実際的には中身をもっとこういうふうに絞っていかねばなりませんよというのが、今日の指針だろうと思います。

確かにここで行われていること自体は正しいと思うのですが、例えば人口減少によって色んな税収が減ってくるという点。税収によって、色んな事業を組み立ててきたということであるわけですが、逆に税収だけではもう事業ができませんよというのが、この言い分だと思います。

そうすると、そういった状況の中で税収が減るとどうなるのか。実際に今国を見たときに、消費税の減税、ガソリン減税、様々な形で税の減税の話が出てきます。この部分が、市の減税、税収入或いは交付金の中でどう変わってくるのか全く予測がつかない状況になりはしないかと思うのですが、その辺についてはどうお考えですか。

事務局 この指針の歳入と歳出両面で頑張って取り組んでいくというものを掲げさせていただいております。ですので、税収が減っていくだろうということもありますし、喫緊の問題で言いますと、大型事業も今後控えているということもあり、そういったところでも歳出を抑えながら、歳入も努力をして増やしていくことも考えているところであります。

会長のおっしゃいました今国が様々な減税など考えているということですよね。そういったところになりますと、市としましては当然、税収は減っていくというところがあります。ですが税収が減りますと、反面交付税につきましては、逆に増えていく部分もあります。ただ、全体としては税のうち、4分の3が交付税の算入部分になりますので、全体で言いますと減っていくことにはなるんですが。税収が減った分全てが減っていくということにはならないので、交付税で措置されるということもありますし、国がそういった制度を変更してくるということもあります。

場合によっては市としても何か声を上げてもらい、代替の財源措置なんかを訴えていきたいとは思っているところであります。

会長 他ありませんか。

委員 本日、財政強靱化戦略で、今京丹後市も様々な大型事業を抱えております。その中でまた新規事業等も色々出てきて、本年度の予算の中でも、相当の大きな事業が出されていると思います。歳入については人数掛ける単価、これは確実に減っていきます。その中で、様々なところから財源を引っ張ってきておりますが、それが借金なのか何なのか分かりませんが、歳入歳出の帳尻を合わ

せるような形になってくる。

そうなりますと、京丹後市全体の財政状況が少し危ないなということを考えます。そういった中で、全体の事業の見直し、本当に何が必要で何が必要でないのかといった辺りは考えていただきたいと思います。

事務局 この場で、どの事業が必要かなどそういったことはなかなかお答えはできませんが、ご意見いただいたということで、受けとめさせていただきまして、優先順位ですとか、何が大事かということを考えながら、主には当初予算編成の時期になろうかと思いますが、やっていきたいと思います。

委員 この第2の財政状況のところで、市有施設の維持管理費の増みたいなのが書かれておりますが、その次のページで、急にそれが消えたように思います。この一番上にある既存事業のあり方の見直しというところに含まれると思うのですが、市有施設の維持管理経費の増に対する回答にはなっていないような気がするなと思いました。

今までの行革委員会では度々、施設を手放す話や減らしていこうという話をしていたと思うのですが、ここで明言して減らしていくことを真剣に考えて欲しいなと思っています。大型施設に関わる費用が増えていくというのは、市有施設を増やしていくこととイコールに思えるのですが、今増やしている場合ではないと思います。増やすのであればその分減らして欲しいし、将来人口が減っていく中の税負担を考えると、今できることではないだろうかと思います。

この市有施設に関することを今後どうしていくべきなのか、歳出の辺りに入れてもいいのではないかと思います。

事務局 この概要版の1ページ目につきましては歳出の増加をするという部分で、今後これらのものが増えていきますということを書いております。それを受けまして2ページ目の歳出編のところについては、先ほどのご質問の中にもありましたように既存事業のあり方の見直しという部分の中に、施設も含め、あらゆるものが入っているというふうにご理解をいただきたいと思います。1ページ目の施設の維持管理費については、歳出が増えていく一つの要素として書かせていただいています。

そういった中で補助金につきまして様々な団体に大きな影響を及ぼすということがありますので、敢えて特出しし補助金のことは明記させていただいております。

また、行政サービス手法ですとか、そういった部分についてもやり方を考えようということですので、施設についての表記を漏らしているということではなく、歳出の項目が非常にたくさんありますので、個別には明記をしていないということでご理解をいただきたいと思います。

会長 他ありませんか。

最終的に見ると行政サービスが減ってきますので覚悟してくださいよといったところが本音だと思うのですが、要するに税収が減ってきて、歳出が増加する。

こうなると本当に市の財政そのものがもたなくなるということがありますので、行政サービスもやはり落ちてくるということではないかと思うのですが、やはりそうならないように、指針の中でしっかりと色分けをして対応してもらえれば思っておりますので、それでまとめさせてもらってよろしいかなと思います。

委員 私もありこう家庭の中で始末ができるタイプではないのですが、行政においても何もかも削っていけば良くなっていくのが行政ではないと思います。必要なものは必要だから、これから将来に向けて必要なものは私たち市民が負担してもいいのではないかと私は思っています。少ないものなら負担ができると思うのです。何億をくださいと言われても出せませんので、その千円、二千元のものならできるので、例えば公民館をお金を出して借りるだとか、それぐらいのことは団体を持っているとできるはずですので、そうやって少ないものを始末するって結構、家庭の中でも大きな財産となってきますので、将来性のあるものを削るということはやめて欲しいなと思うのが私の考えです。

会長 はい。事務局何か答弁ありますか。

事務局 ありがとうございます。そういったご意見も非常にありがたく感じております。そうした中で財政の強靱化に向けては必要なものは当然、必要でございます。ただ一方でその必要なものを残すために選択と集中というようなことも書いておりますが、残すものを選択してそこに財源を集中していく。裏を返せば、そのために何をどうするかということが求められるというようなことでございますので、そこについては総論的にはわかるんですけど、個別の案件になると難しくなるというのはよくあることでございます。そうした中で市民の皆様方のご意見もお伺いしながらやっていく必要があるというようなことでございますので、それについては一方的にどうこうということではなくて、地方自治体、京丹後市は市民の皆様で成り立ってる自治体ですので、様々な意見の違いはございますが大きな観点でご議論いただきながら進めていかなければいけないと感じております。

それから冒頭の会長のご質問の補足も少しさせていただきますと、ガソリン税や消費税の減税等の議論があります。例えば地方への影響といたしまして消費税につきましても国税の19.5%は地方交付税の基になりますので、それが減りますと地方に回ってくるお金というのは単純に言いますと減ってくるということになりますので、そこについては地方6団体ともに町の財政に影響がないようにして欲しいというようなことは申し上げておりますし、ガソリン税についても同様でございます。

そういったことがございますので、自治体の立場と生活者の立場というのは少し立場が変わりますが、地方財政に影響があるようなことを国政の状況で影響を与えないようにして欲しいということは、ずっと言ってるということでございます。それから人口減少によって地方交付税が減っていくということは、計数的にはそうなりますが、実は令和7年度については普通交付税が135億円

ということで、昨年より３億円以上増えているということがございます。

こちらについても国全体では人口は減っておりますが、大変な時だからこそ、国が手当をして地方にお金を配分いただけているというようなこともございますので、結果論ではございますが、そういったことが今後も続きますよう声を上げながらやっていきたいと思っておりますので、決して悲観的なことばかりではなくて、前向きなこともやりながらやっていくというようなことが必要かと感じております。補足として以上でございます。

会 長 それでは議事の３の「公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等」について説明をお願いします。

事 務 局 （資料３－１、資料３－２、資料３－３に基づき「公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等」について説明）

会 長 質疑等はありませんか。

資料３－３で例えばたくさんあるものと、体育施設の中で変更前というのが、指定管理者制度による効率的効果的な運営を図る。となっておりますが、変更後はこの言葉が消えて、最後に現状維持というのが出てきます。これは指定管理をそのまま続けるという意味なんでしょうか、その辺りについて教えてください。

事 務 局 ご質問ですが、体育館や運動場でいくつか同じような書きぶりがあります。変更前につきましては指定管理者制度による効率的、効果的な運営を図るとあります。これにつきましては、現状としましては、今、市の直営施設ということで、担当課としましてはそこを指定管理者制度によって効率的な運営ができないかということを目標にしておりましたが、制度について調べたりスポーツ協会の方ともお話をする中で、実際に指定管理を目指すというのが難しいという結論に至り、今は現状維持として市の直営施設となっていることから、そのまま維持していくという目標に変更したというのが現状ですので、現在指定管理制度になっているというそういうことではございません。

委 員 資料３－３ですが、先ほどご報告いただきました１４ページから１７ページの小学校のエネルギー効率の高いＬＥＤ照明の改修を行うというところですが、この目標年度ですが、小学校のそれぞれ少し年度が違う部分については、どういうふうに決定されたのでしょうか。

事 務 局 こちらにつきましては予算を伴うものではあるのですが、担当の教育委員会部局で、一定計画を立てて予算要望を行っていきたいとする目標をもっているとして把握しております。

ただし、実際に予算がつくかどうかというのはまた当初予算編成の中での議論になると思いますが、現状このような計画を教育委員会では持っているということでございます。

副 会 長 私の意見ですが、やはり遠いところから計画を立てていただけたらなというのが思いでございます。

会 長 この部分につきましては、色んな形の中で維持をしたいというのがあって、なかなか廃止という方向には向かわないと思うのですが、やはりある面では思い切った施策として、グラウンドでも他の施設でも売却という方法も含めて、手放すことを考えていかざるを得ない時代が来るのではないかと思います。

それからもう一つは、指定管理の在り方について、指定管理者制度を導入はしておりますが、場合によればこの制度で予算を組むと、やはり結構市の持ち出しがあるんですね。例えば指定管理をしているおかげで、大きな修理は全部市が持たなければならないという、いわゆる負担が増えてくるということでもあるので、できるだけ地域に移譲するなり或いはもう使わないと判断して思い切って潰して更地にして土地を売却していくというような方向性を持った方がいいと考えます。

うまくいくかどうかわかりませんが、市としてもすっきりするのではないかなと思うのですがその辺りについての考えをお願いします。

関 係 課 会長のおっしゃるご意見ご最もだと思っております。先ほど財政強靱化の取組の中でも、やはり施設の維持管理経費が増えてきているという課題は、市でも大きな課題の一つということになっておりますし、おっしゃったように現状維持をそのまま続けるのではなく、どこから進められるかというところの検討も踏まえながら、またこの施設を使っている方ですとか地域の方への説明みたいなところは丁寧に行う必要があるかと思いますが、そのような中でも、維持管理経費の縮減に向けまして、売却や貸付という形で、できるだけ市の負担を減らす方向でというのは、もう強靱化でも示しております大きな目標でございますので、そこに向けて頑張っていきたいという思いでございます。

会 長 他ありませんか。

委 員 やはりスピード感がないと思います。おっしゃいました地元の同意ですとか、反対があったりとなかなか大変だということをお聞きしましたが、それをさらに努力していただく必要が本当に求められてると思うので、ここへ目標年度が書いてありますが、早めていただきたいというのと、それから資料の3-1のところ、たくさん言いたいところがあるのですが、74ページの、弥栄病院などの医師住宅ですね、久美浜病院にも現在まだ使われて利用されてるのか。

その目標が令和12年になっていたり、目標のないものもあるのですが、これ本当にたくさんの住宅があるのですが、それらを今後どうしたいという予定といいますか、その辺りはどうなってるんでしょうか少しお聞きしたいと思います。

関 係 課 失礼致します。現状の使用状況ですとかそういったものは本日のところ資料を持ち合わせていないというのが現状でございます。ここに書いております目標年度をもって除却する施設は老朽化が進んでというところで、除却に向けて動き出すという目標を掲げておりますし、現状維持につきましては、今実際住んでいなくても、市としてはできるだけ医師にきていただきたいという思いの中で、お声がけするときには住まいもありますということも言わないといけな

いという現状があり、今現在の入居はないとしても残しているという施設もあるのではないかと考えております。

ただ、たくさんございますのでご意見いただいたように、現状については把握もしながら、この個別計画につきましては、毎年度ローリングして見直しをしておりますので、その中でも、また確認させていただきたいと考えております。

委 員 ありがとうございます。ただ築年も昭和60年など、かなり古いのがあって、確かに医師不足で地方には来ていただけないし、そういった施設をいいのにさせていただくというのはいいと思うのですが、あまりに古い家に今のお医者さんが来ていただけるかどうか。

その辺りの疑問もあり、こういった施設が本当にたくさんあるので、本当に早急に対処していただきたいという思いです。

関 係 課 いただいたご意見、ごもっともだと思いますので、また今年の見直しの中で確認をさせていただきたいと考えております。

会 長 ないようでしたら終了して次の部分に入りますが、よろしいでしょうか。それでは続きまして、議事の4の「補助金等見直しの進捗状況」について説明をお願いします。

事 務 局 (資料4、参考資料1に基づき「補助金等見直しの進捗状況」について説明)

会 長 何か質問はありませんか。定期見直しとサンセット見直しについて、覚書というのは覚書で定めていくものだと思うのですが、方式について説明していただければありがたいと思います。

事 務 局 定期見直しとサンセット方式になりますが、定期見直しにつきましては、概ね3から5年ぐらいの定期に、補助金の所管部局や審査機関で審査して見直しをしていくというものになっておりまして、サンセット方式につきましては、制度を制定した際に、終了年度をあらかじめ設定して、またその終了時点で、原則としては廃止する仕組みではありますが、またそこで見直しをさせていただいて、市の施策として現状維持が必要と判断した場合は、維持していくというような制度になっております。

会 長 この補助金の期間の一番長いものというのとどのくらいになるのでしょうか。単年度はわかるのですが、例えば定期見直しの場合でもあっても終期はなく、サンセット方式ということになると終了時点でまた見直しをして、現状維持の対応をされることになると。一番長いもので何年までの期間があるのか、わかればですが。

期間はそこそこあるということだろうと思うので、また改めて次の機会に出せるのであればお願いしたい。

事 務 局 はい、わかりました。ただ今資料を持ち合わせておりませんので、また次回に確認させてもらうということですみません。

会 長 その資料はまた後日いただくということで、他にありませんか。それでは最後になりますが、「公共施設数の登録団体の減免状況」について説明をお願いし

ます。

事務局 (資料5、参考資料2に基づき「公共施設数の登録団体の減免状況」について説明)

会長 確か昨年度だったと思いますが、使用料の見直しをされて、ここで見えていた通り非常に減免の金額が多いという現状です。施設についてはやはり利用した者が結果的には払っていくという、いわゆる受益者負担というのが応分だろうと思ういます。

例えば参考資料2の部分で、減免区分がありますね。そこに例えば75%減免、あるいは免除という部分があって、確かに中学生小学生の場合は減免が妥当かと思うのですが、その他色んな団体で減免、免除というのが多いと思うのですが、その辺どう理解したらいいだろうと思います。

事務局 こちらに書かせていただいております内容になりますが、中学生以下の団体と、半数以上を65歳以上の市民で構成されている団体と、障害者等で構成される団体につきましては、使用料が全額免除となっております、その他の方で構成される団体は75%の減免という形になっております。

会長 1ページ目を見ると例えば17番、いわゆる半数以上を65歳以上の市民で構成する団体の免除区分については免除と。ここの意味がわかりません。例えばこういう団体であれば75%というのが普通ではないかと思うのですが、免除ということになっておりますので、この団体が悪いとかいいとかではなく、65歳以上の団体を免除とする意味がわからないという質問です。

事務局 この使用料の見直しにつきましては、令和4年の9月定例会で、合併以降基準がバラバラで、団体や旧町毎に減免を受けられたり、受けられなかったり、同じ活動をしていても町毎に使用料が要る要らないといった不公平感があったこと。それからまた令和2年以降、コロナ禍で市民の活動が極めて萎縮をして、こもり気味になったというようなこと、それからまた100歳の健康長寿を目指す京丹後市におきましても、高齢者の方の社会的な活動、生きがいづくりというのが非常に重要であるというような意見などがありました。

免除の部分に関しては、小中学生については未来を担う子供たちの活動なので支援をしていこう、65歳以上の市民で構成する団体につきましては先ほど申し上げましたように、高齢者の方が生きがいを持って元気に活動をやっているただくということについて、行政として様々な建物を持っておりますが、それらを使いやすくすることで活動を活発にしていきたいという思いの中で免除という形でさせていただいたものでございます。

使用料の受益者負担ということは当然そういった考えもございますが、現状、京丹後市の使用料の減免の考え方につきましては、令和4年度のときからそのような考えの中でやっていることでございます。その後諸物価高騰等様々な状況の変化がございますので、そういったことも含めまして3年ごとに見直しをしていくということも同時に言わせていただいておりますので、様々な状況の

変化を見ながら、見直しを検討していくというようなことでございます。

委 員 昨年度も同じこと言ったと思いますが、今回はこの話が減免団体の話になるので、この資料の作り方で問題ないですが、利用料が全体的に幾ら入ってきている中の減免の額がこの額という見え方がいいのではないかと。本当は1, 500万円入るはずだったのに100万しか入っていないというような見え方になっているなと思っております。

正規で払っているものも含めて利用料として、施設維持管理費になっていると思うのですが、きっとどこかの資料を見ると、1年間で入ってきた利用料というのは見えると思います。それがここに一言でもあつたりすると、減免された金額が1, 400万円というのも一部の話だよということに見えるのではないかとと思うので、詳細な情報は要らないと思うのですが、令和6年度は、普通に払った人の分は幾らだよというのが一言あってもいいと思いました。

事 務 局 ありがとうございます。またこれから使用料等についてはこの委員会の皆様にお世話になって、議論もいただくとしますので、来年の資料につきましても検討させていただきたいですし、今後の委員会でそういったところもご説明できるようにさせていただきたいと思っております。

会 長 他ありませんか。ないようでしたら一応すべての議事について説明が終了しました。全体通じて何かありませんか。

事 務 局 先ほど補助金に関するご質問で、一番長い補助金はどのようなものがあるのかとご質問をいただきまして、後程回答するとお答えしましたが、例えば社会福祉協議会という団体への補助金につきましては合併前から現在に至るまで補助を行っている経緯があり、そうした中では、同じ補助金の部類としてはずっと出し続けているというようなことでございます。

ただ補助金の見直し方針を作成する中で、平成28年度からは社会福祉協議会への補助金交付要綱という例規的な形に定めた経過があり、そこでは終期というのは当然設けずにやっているというようなことでございますので、そういった市内の大きな団体につきましては合併前から続いているもので、ご質問にあるように最も長いものです。

それ以外のものについては先ほどご説明がありましたように、3年から5年程度を一つの考え方の基本として、その終期が来たときに改めて継続するのかどうか、この制度でいいのかどうかというのを見直した上で、結果的に継続となっているものもあるということでございますので、個別詳細にこの補助金はどうかという部分の資料はご容赦いただきたいですが、長いものとしてはそういったものがございます。以上でございます。

会 長 全体でないですか。ないようでしたら以上で本日の議事は終了しましたので、事務局から連絡事項がありましたらお願い致します。

● 事務連絡

事 務 局 皆さんありがとうございました。連絡事項ですが、次回の委員会につきまし

ては、9月を予定しております。またご案内させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。議事については施設の使用料等につきまして議論していただきたいと考えております。

会 長 それでは閉会にあたりまして、藤井副会長様からご挨拶をよろしくお願い致します。

副 会 長 皆様お疲れ様でございました。本日は5つの議事について、私は資料がとてもわかりやすく作っていただいているなと思いましたし、そしてまた、職員の方からも本当に丁寧に説明していただいたと思っております。委員の皆様には長時間にわたり、それぞれの立場から有益なご意見を賜りましてありがとうございます。また引き続きよろしくお願い致します。先ほど事務局から報告がございましたとおり、次回は9月を予定しております委員の皆様にはまた引き続き貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。ありがとうございました。